

武雄市

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



平成29年4月

武 雄 市

# 《目 次》

第1章	計画の基本的事項について	
	1. 一般廃棄物処理基本計画とは	2
	2. 計画の目的	2
	3. 計画の対象地域と計画期間	3
	4. 計画の位置づけ	4
第2章	循環型社会を取り巻く現状と課題	
	1. 現状	
	①ごみ処理の流れ	5
	②ごみの排出量について	6
	③家庭系可燃ごみの組成について	7
	④資源化の状況について	8
	⑤ごみ処理施設等に関する状況について	9~10
	⑥ごみ処理経費について	11
	2. 現状の評価と重点課題	
	①現状の評価	12
	②重点課題	13
第3章	循環型社会実現に向けた計画の方向性	
	1. 基本理念	14
	2. 基本方針	14
	3. 人口・ごみの量の将来推計	15
	4. 計画の数値目標	16
第4章	循環型社会実現のための施策	
	1. 市の行動計画	17~23
	2. 市民の行動計画	24~25
	3. 事業所の行動計画	26~27
	4. その他ごみ処理に関する計画	28
第5章	循環型社会実現に向けた計画の推進・管理	
	1. 計画の周知	29
	2. 計画の進行管理	29

# 第 1 章 計画の基本的事項について

## 1. 一般廃棄物処理基本計画とは

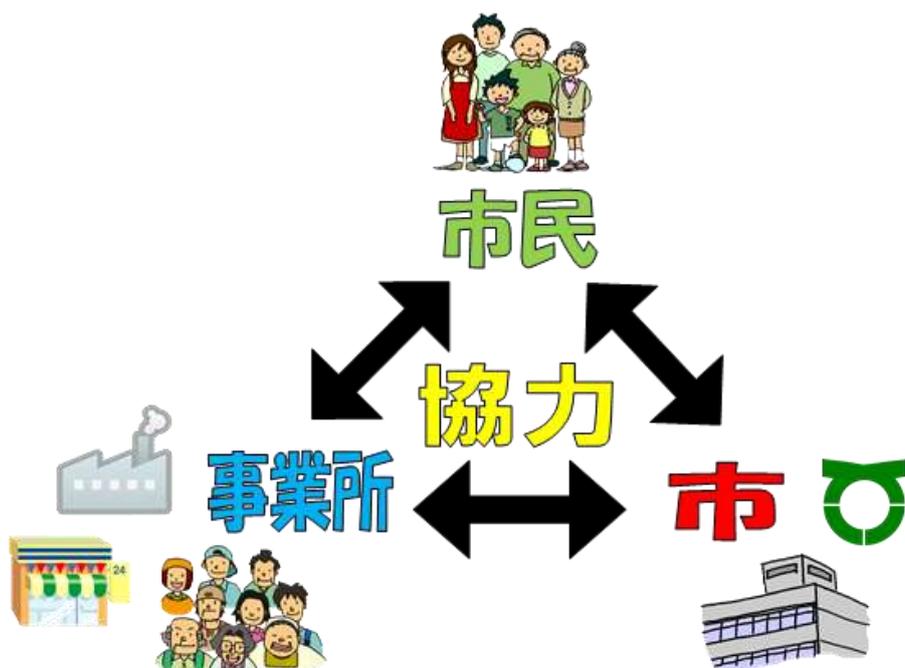
一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村から発生する一般廃棄物の処理に係る基本方針を長期的視点に立って明確にするものであります。

計画の策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の国の方針や社会・経済情勢の変化、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物の収集・運搬、処理、最終処分までを現実的かつ効率的に行えるように、具体的な施策について総合的に検討する必要があります。

## 2. 計画の目的

これまでの、焼却や埋立処分を中心とした廃棄物対策から、ごみを作らない循環型社会を実現するため、市民、事業者、市の役割分担を明確にし、実践可能な取組を掲げ、各主体が自主的かつ相互に協力・連携し、循環型社会を目指すことを目的とします。

市民、事業所、市がそれぞれの役割を認識し協力して取り組むことにより、「廃棄物の発生の最小化」「リサイクルの最大化」を目指すとともに、循環型社会の実現に向けた施策の一層の推進を図ります。



## 循環型社会のイメージ図



### 3. 計画の対象地域と計画期間

本計画の対象地域は武雄市全域とします。

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、10 年後の武雄市のごみ事情を見据えて、市民・事業所・市が自らの行動を継続的に取り組むための具体的な行動計画を示します。なお、本計画は 5 年後の平成 33 年度を中間目標年度とし、平成 38 年度を目標年度とします。

また、本計画は中間目標年度を目途に見直すものとし、社会情勢や国の方針等が大幅に変更した場合は、随時見直しを行うものとしします。

●図表 1：計画期間

平成 19年	～	平成 27年	平成 28年	平成 29年	～	平成 33年	～	平成 38年
前計画期間 《平成19年度～28年度》				本計画期間 《平成29年度～38年度》				
基準年度				中間目標年度		目標年度		

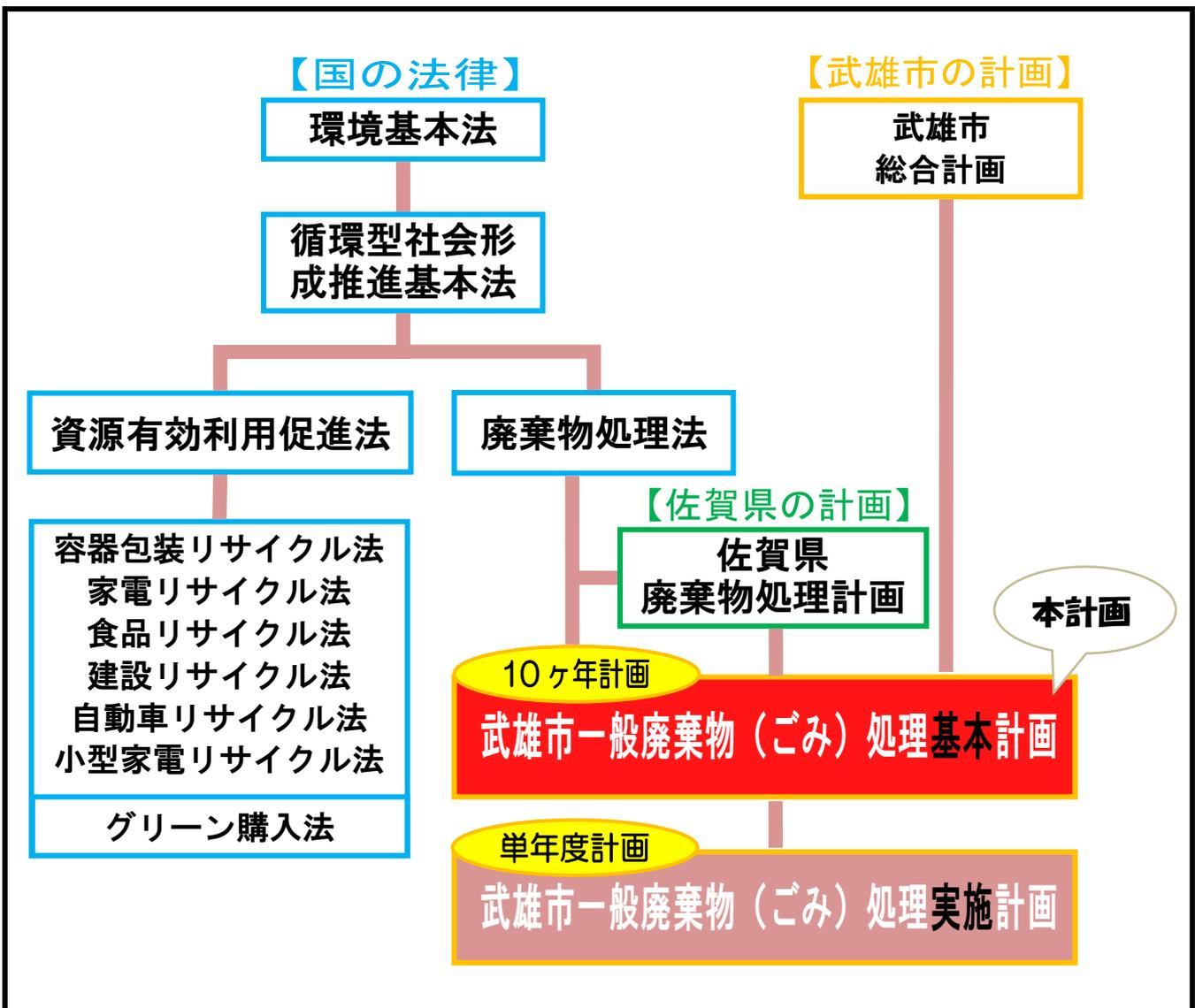
## 4. 計画の位置づけ

本計画は、「武雄市総合計画」を上位計画とし、その中の環境面で実現化していく計画となります。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」とい）の法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」と規定されており、法律に基づき策定する法定計画でもあります。

また、本計画は一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とした計画になります。

●図表2：廃棄物処理に関する関係法令と計画



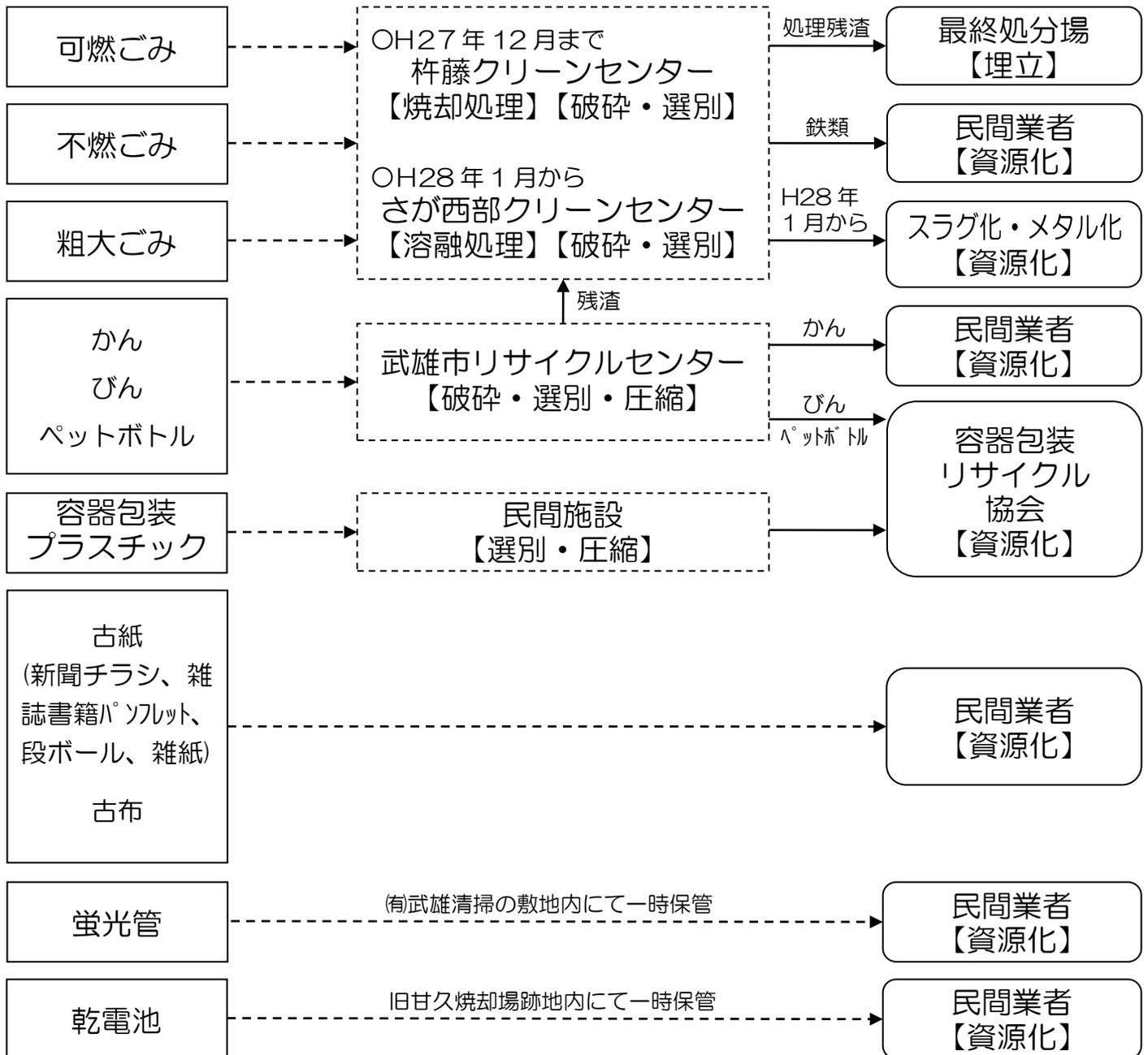
## 第2章 循環型社会を取り巻く現状と課題

### 1. 現状

#### ①ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れ（簡潔）は、以下のとおりとなっています。

●図表3：ごみ処理の流れ



※上の図は、平成27年度のごみ処理フロー図となっています。

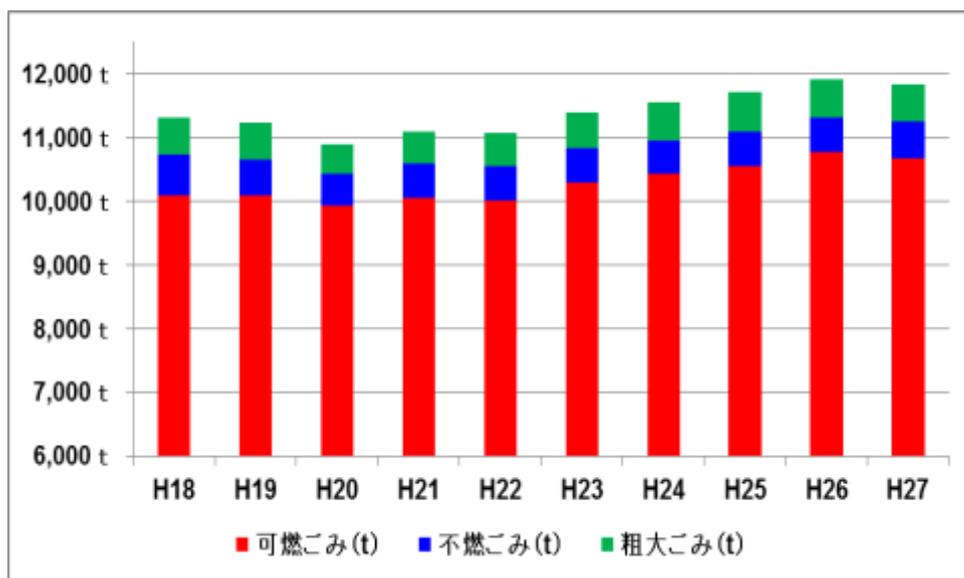
## ②ごみの排出量について

武雄市における人口は減少傾向にあります。平成20年度に容器包装プラスチックの分別収集を開始したことから一時ごみの量は減少しましたが、その後は増加傾向にあります。可燃ごみについて平成18年度と比較すると、平成27年度には+582tと大きく増加しております。全体でみると平成18年度には市民1人1日あたりで592gのごみの排出がありました。平成27年度には649gのごみの排出となり、+57gも増加しています。

●図表4：ごみの排出量及び人口の実績

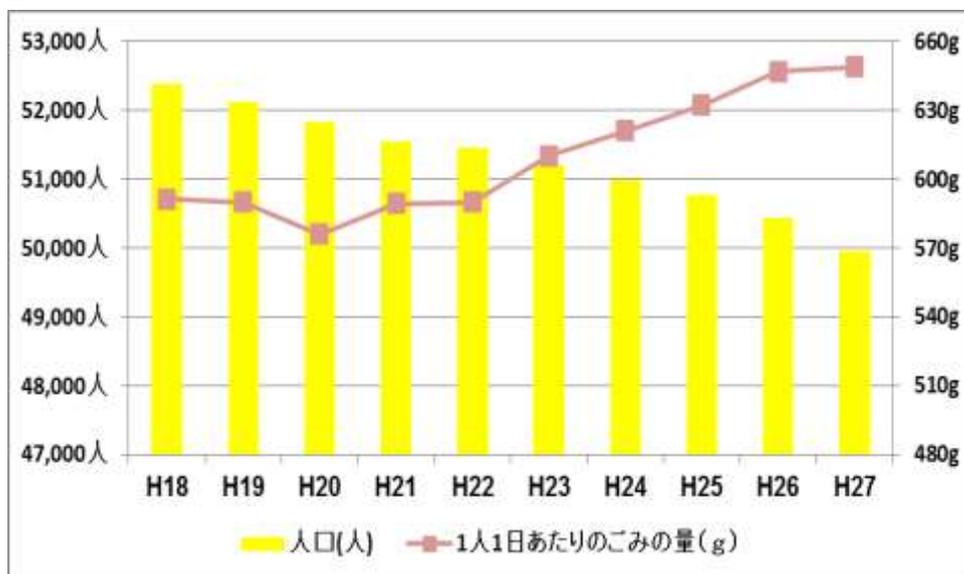
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ (t)	10,102	10,104	9,926	10,061	10,019	10,290	10,437	10,566	10,774	10,684
不燃ごみ (t)	629	557	518	535	531	555	517	538	546	564
粗大ごみ (t)	579	567	453	497	529	562	607	613	590	588
ごみ合計 (t)	11,310	11,228	10,897	11,093	11,079	11,407	11,561	11,717	11,910	11,836
人口(人)	52,384	52,129	51,826	51,558	51,453	51,198	50,992	50,765	50,436	49,960
1人1日あたりのごみの量 (g)	592	590	576	589	590	610	621	632	647	649

※1人1日あたりのごみの量には、資源物の排出量は含まれていない。ごみとして排出され、クリーンセンターに搬入された数値となる。



**主な現状**

- 可燃ごみは、増加傾向にあります。
- 不燃ごみ、粗大ごみは横ばい傾向にあります。
- 1人1日あたりのごみの量も年々増加しています。
- 人口は、年々減少しています。



人口は減っているのに、ごみの量は増加しています。

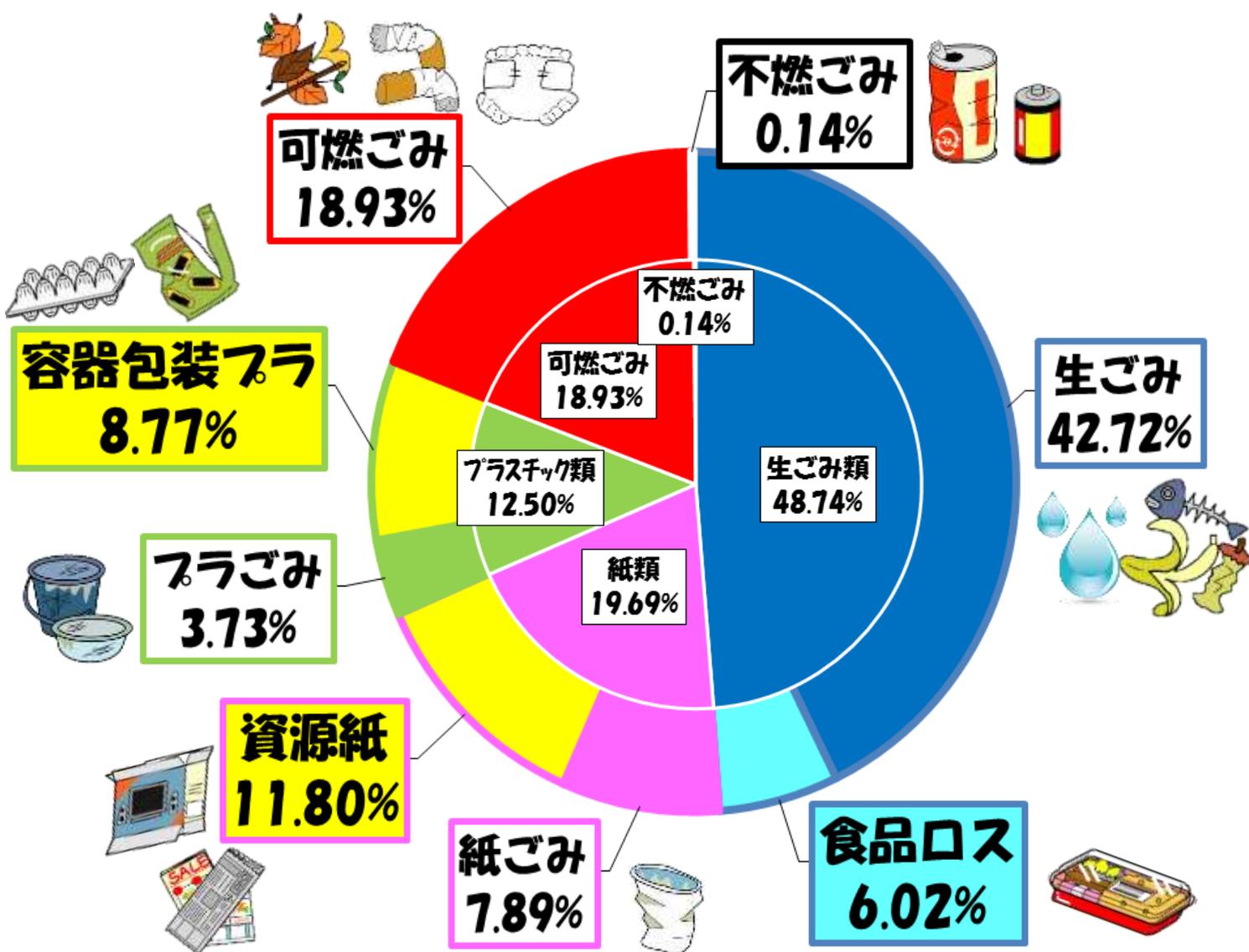


### ③家庭系可燃ごみの組成について

平成 27年度において、家庭系可燃ごみの組成調査を行いました。もえるごみ袋では、生ごみが最も多い割合になっていますが、資源化できる紙や容器包装プラスチックの混入も多く含まれていました。多くのリサイクル可能な資源物がごみとして排出されている現状があります。

また、食品ロスの排出も見受けられ、生ごみの水分も多く含まれている現状でした。

●図表5：可燃ごみ袋の組成調査結果



#### 主な現状

- 明らかな違反ごみとなる不燃ごみの混入はほとんど見受けられなかった。
- グラフの黄色で示すものは、リサイクルを行っているものではあるが、現状としてごみとして排出されている。
- グラフの水色で示すものは、減量化できるもったいないものである。



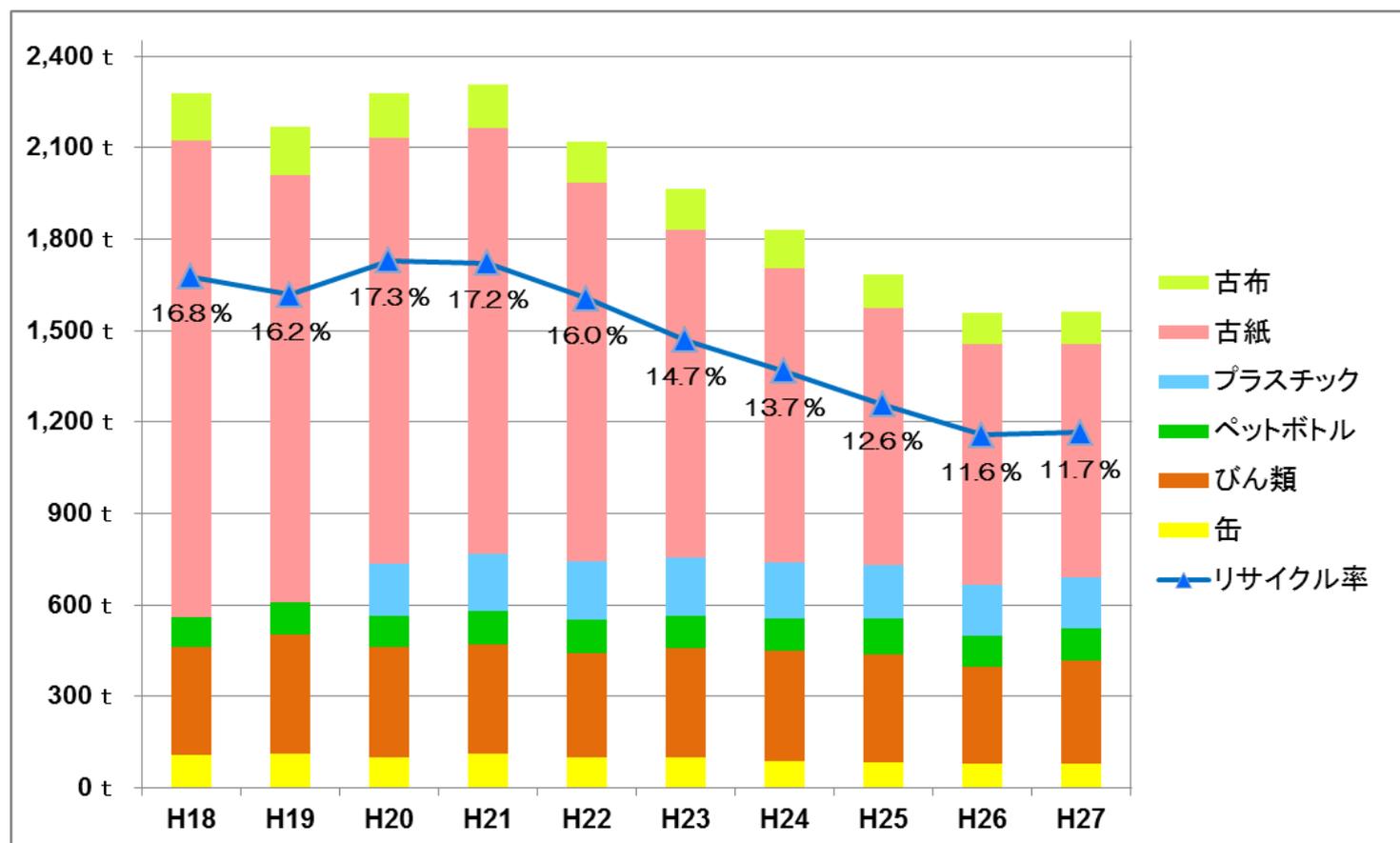
可燃ごみ袋の中に多くの資源物が含まれています。

#### ④資源化の状況について

武雄市では、平成13年度から「かん・びん・ペットボトル」を資源物として分別回収を行っています。また、古紙や古布については、地元の協力を得て、集団回収を実施し回収を行っていますが、古紙の回収量については平成18年度と比較すると平成27年度には-800tと約半分も減少しています。その他の資源物も減少傾向にあります。

●図表6：資源物の回収量の実績

単位：t	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
かん	108	113	99	112	98	100	86	85	77	79
びん類	353	391	363	358	343	357	362	353	319	339
ペットボトル	97	104	100	109	111	106	107	118	104	106
プラスチック			174	189	190	191	182	174	166	165
古紙	1,565	1,402	1,396	1,395	1,244	1,077	968	842	789	765
古布	154	157	148	145	132	133	127	113	103	108
資源物合計	2,277	2,167	2,280	2,308	2,118	1,964	1,832	1,685	1,558	1,562



※ここでのリサイクル率とは、市が分別収集を行うこととした図表6の6品目について、資源物として認識し排出しているかを示している。そのため、処理施設から出る鉄くず等は、資源物の量に含めていない。

☆【リサイクル率】

$$= \frac{\text{【資源物の量】}}{\text{【ごみの量】} + \text{【資源物の量】}} \times 100$$

- ※「ごみの量」は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのクリーンセンターへの搬入量。
- ※「資源物の量」はリサイクルセンターからの排出量と集団任意回収の古紙古布の数量のみで算出。  
許可業者・リサイクル業者での資源化の数量は含めていない。
- ※容器包装プラスチックは平成 20 年度から分別収集を行っている。

### 主な現状

- ・資源物をごみとして排出している現状があり、リサイクル率の低下につながっています。
- ・全体的に資源物の回収量が減少傾向にあります。

## ⑤ごみ処理施設等に関する状況について

### (1) 中間処理施設の状況

平成 27 年 12 月までのごみの処理は、3 市 4 町で構成されていた「杵藤クリーンセンター」で処理を行っていました。平成 28 年 1 月からのごみの処理は、4 市 5 町で構成されている佐賀県西部広域環境組合において運営されている「さが西部クリーンセンター」で処理を行っています。

また、資源物（かん・びん・ペットボトル）については、「武雄市リサイクルセンター」にて、選別・圧縮・梱包を行っております。

さらに、今後は木くずを焼却せずにリサイクルを推進することとし、民間施設での資源化を計画します。

### ●図表 7：中間処理施設の概要

#### 【さが西部クリーンセンター（可燃・不燃・粗大ごみ）】

所在地	伊万里市松浦町山形 5092-4	
事業主体	佐賀県西部広域環境組合	
竣工	平成 28 年 1 月	
エネルギー 回収推進施設	処理能力	205 t / 日 (102.5 t / 日 × 2 炉)
	処理方式	ガス化熔融方式 (シャフト炉式)
マテリアルリサ イクル推進施設	処理能力	22 t / 5h
	処理方式	破碎、選別

#### 【武雄市リサイクルセンター（かん・びん・ペットボトル）】

所在地	武雄市山内町大字犬走 6319
事業主体	武雄市
竣工	平成 13 年 3 月
処理能力	缶：1.0 t / 日    びん：1.5 t / 日 ペットボトル：0.4 t / 日
処理方法	選別、圧縮、梱包

## (2) 最終処分場の状況

さが西部クリーンセンターでの中間処理により発生する飛灰は、有田町内のクリーンパーク有田で埋立処分を行っています。

また、不燃物等についても、隣接する有田町東不燃物捨場で埋立処分しています。

### ● 図表8：最終処分場の概要

#### 【クリーンパーク有田（管理型最終処分場）】

所在地	有田町戸杓乙 3381-1
事業主体	有田町
埋立面積	6,000㎡
全体容量	25,000㎡
処理対象物	飛灰

#### 【有田町東不燃物捨場（安定型最終処分場）】

所在地	有田町戸矢乙 1574
事業主体	有田町
埋立面積	27,000㎡
全体容量	39,200㎡
処理対象物	不燃物等

#### 主な現状

- ・旧焼却施設の杵藤クリーンセンターの老朽化に伴い、伊万里市と有田町が加わり4市5町で建設した「さが西部クリーンセンター」が平成28年1月より本格稼働しています。
- ・武雄市リサイクルセンターは平成13年に稼働し、15年経過しています。

さが西部クリーンセンター



武雄市リサイクルセンター

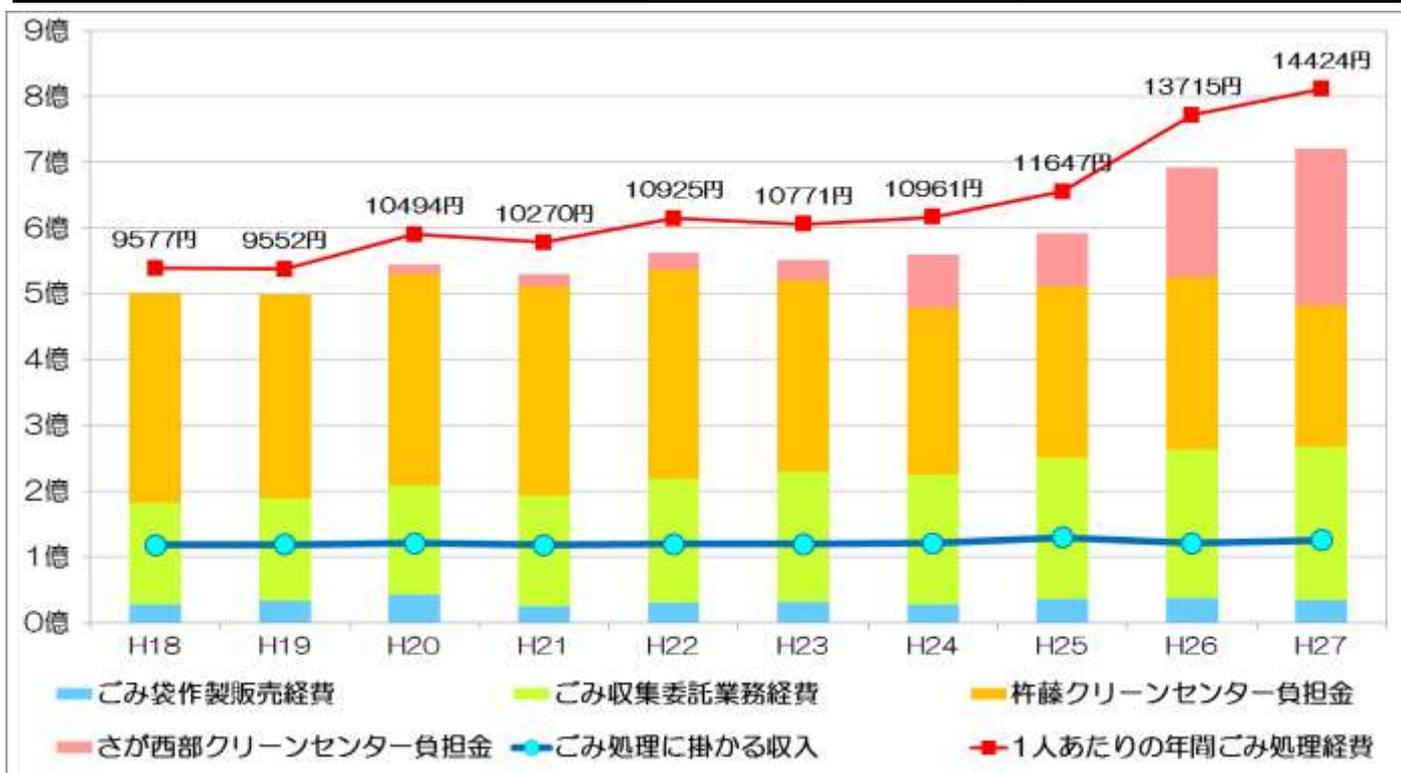


## ⑥ごみ処理経費について

本市のごみ処理に係る主な経費は、グラフで示すとおり増加しています。理由として、旧ごみ処理施設（杵藤クリーンセンター）の老朽化により、新ごみ処理施設（さが西部クリーンセンター）の建設が必要となったことが主な要因です。今後は、新施設を安全に安定して長期稼働していただけるように、施設の運営を行っていく必要があります。

●図表9：ごみ処理経費

	H18	H21	H24	H27
ごみ袋作製販売経費（千円）	27,896	24,377	27,128	33,516
ごみ収集委託業務経費（千円）	154,408	168,789	197,890	233,448
杵藤クリーンセンター負担金（千円）	319,361	317,207	252,575	215,643
さが西部クリーンセンター負担金（千円）	0	19,140	81,335	238,037
合計（千円）	501,665	529,513	558,928	720,644
ごみ処理に係る収入（千円）	117,754	117,560	120,299	124,990
1人あたりの年間ごみ処理経費（円）	9,577	10,270	10,961	14,424



※上記のグラフは、ごみ処理に係る主な経費のみを計上しているため、リサイクルに係る経費等は含まれていない。

※上記のグラフで示す経費の内訳は、下記のとおりとなる。

ごみ袋作製販売経費	：ごみ袋作製費＋ごみ袋販売手数料＋ごみ袋卸し収納業務委託費
ごみ収集委託業務経費	：武雄清掃（旧武雄市）、山内清掃（山内町）、北方清掃社（北方町）のごみ収集委託費の合計
杵藤クリーンセンター負担金	：運営費＋施設整備費＋建設費
さが西部クリーンセンター負担金	：運営費＋施設整備費＋建設費
ごみ処理に係る収入	：ごみ袋売却料金＋特別収集料金＋ごみ袋広告料金
1人あたりの年間ごみ処理経費	：ごみ処理に係る主な経費の合計を人口で割った数値

## 2. 現状の評価と重点課題

### ①現状の評価

#### (1) ごみの減量化・資源化に関する評価

家庭系ごみのうち、容器包装プラスチックの分別収集を平成20年度より実施してきましたが、依然としてもえるごみは増加傾向にあります。

組成調査の結果からも、もえるごみ袋の中に資源物となるものが多く含まれている袋があり、ごみの減量化・資源化への意識の低さがあります。

事業系ごみについても、事業活動に伴い発生するごみのうち資源化可能な紙類の混入や生ごみの水切り不足などが収集業者より報告されており、ごみの減量化・資源化への意識の低さがあります。

#### (2) 生ごみの減量・資源化に関する評価

可燃ごみに含まれる生ごみは、組成調査の結果からもわかるとおり、約50%弱と多くを占めているため、減量化・資源化に積極的に取り組むことで、可燃ごみの大幅な減少に期待できると考えられます。

しかし、生ごみは水分を多く含んでおり、腐敗しやすく悪臭を放つため、生ごみを単独で収集し資源化するにも衛生的に難しいものでもあります。ただし、各家庭において生ごみ処理機等を用いて生ごみの堆肥化・減量化に取り組むことは容易なため、積極的に推進していく必要があります。

さらに、もったいない生ごみである食品ロスも多く見受けられ、食材を無駄にしない意識づくりを行っていくことも重要であると考えられます。

#### (3) ごみ処理体制に関する評価

本市から出るごみは、平成27年12月まで杵藤クリーンセンターにおいて中間処理し、施設内で埋め立てていましたが、施設の老朽化に伴い、新しくさが西部クリーンセンターを4市5町で建設し、平成28年1月から本格稼働させ処理を行っています。

新しく建設された施設を安全にかつ安心して運営していくために、市民一人一人の分別の意識をより高揚させる必要があると考えられます。

## ②重点課題

### 1) 3Rのさらなる推進

循環型社会を実現する上で、最も重要になってくる3Rの考えを、市民・事業所・市それぞれが認識し、相互に連携を行い、実際に行動を起こさせる啓発をしていくことが必要です。

### 2) 可燃ごみの減量化・資源化

可燃ごみに占める割合が最も多いのは生ごみであり、生ごみを減量化・資源化していく取り組みを継続的に行え、市民及び事業所に大きな負担が掛からず減量化・資源化できることが望ましいため、地域の特性や住居形態に応じた取り組みの構築が必要です。

また、資源紙の占める割合も多いことから、資源紙のさらなる資源化への取り組みを行う必要があります。

### 3) 事業系ごみの減量化・資源化

本市の事業系ごみは、企業の進出もあり年々増加しています。

事業所において減量化・資源化に積極的に取り組んでいる企業もあれば、その逆もあります。各事業所において、ごみの減量化・資源化に取り組む意識のさらなる高揚、そして実際に取り組む行動力のアップを目指した体制づくりの構築、特に生ごみと紙ごみの減量化・資源化に重点を置いた施策の展開を図る必要があります。

### 4) 若い世代への啓発

環境について学習をする小学4年生を基本とし、3Rの重要性を理解し興味を抱かせ、将来の環境について自分たちで考え、行動を起こしていく姿勢作りを図る必要があります。大人になっても環境について常に考え、市の施策にも積極的に協力する市民を目指すことが重要です。



# 第3章 循環型社会実現に向けた計画の方向性

## 1. 基本理念

循環型社会を実現するためには、行政による施策・事業での対策には限界があります。ごみを排出する全ての人、つまり市民・事業所・市の全てが常に3Rを意識して、【リデュース「ごみを減らし」】【リユース「使えるものは繰り返し使い」】【リサイクル「捨てる場合は資源として再生する」】行動することが重要です。

そこで、

**3Rで、ごみゼロ宣言！**

を本計画のキャッチフレーズとして、循環型社会の実現を進めていきます。

## 2. 基本方針

### 市民・事業所・市が連携し、協働しあう関係の推進

市民・事業所・市がお互いを意識することで、武雄市全体として循環型社会の実現を目指します。

### 一人一人が3Rを意識した行動の推進

全ての人のごみについて考え、ごみの減量化・資源化に対する意識の高揚と3Rを意識した行動を取り組むことを目指します。

### ごみの適正な処理の推進

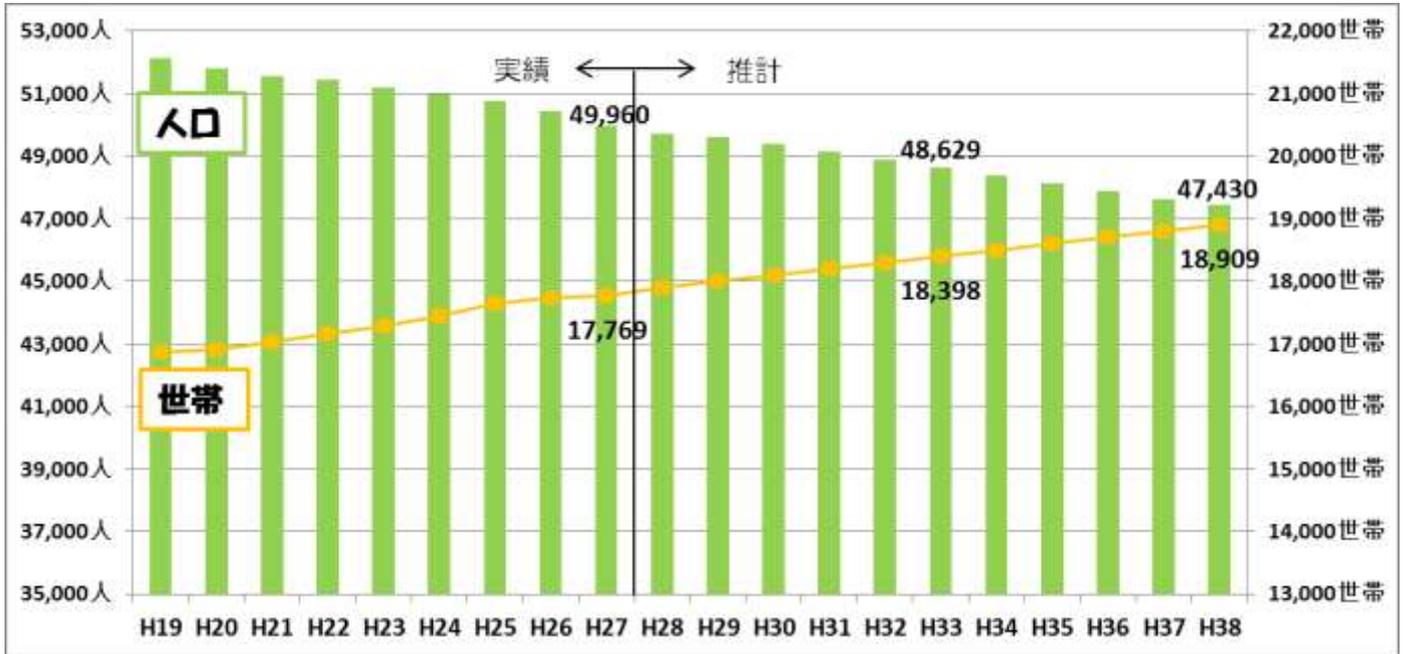
環境に配慮し、安全・安心で効率的なごみの適正な処理を行っていきます。

### 3. 人口・ごみの量の将来推計

#### (1) 人口・世帯数

本市の将来人口は、武雄市総合計画における将来人口予測をもとに推計しています。世帯数においては、これまでの実績を考慮し、さらに世帯分離が進み世帯数の増加が予測されます。

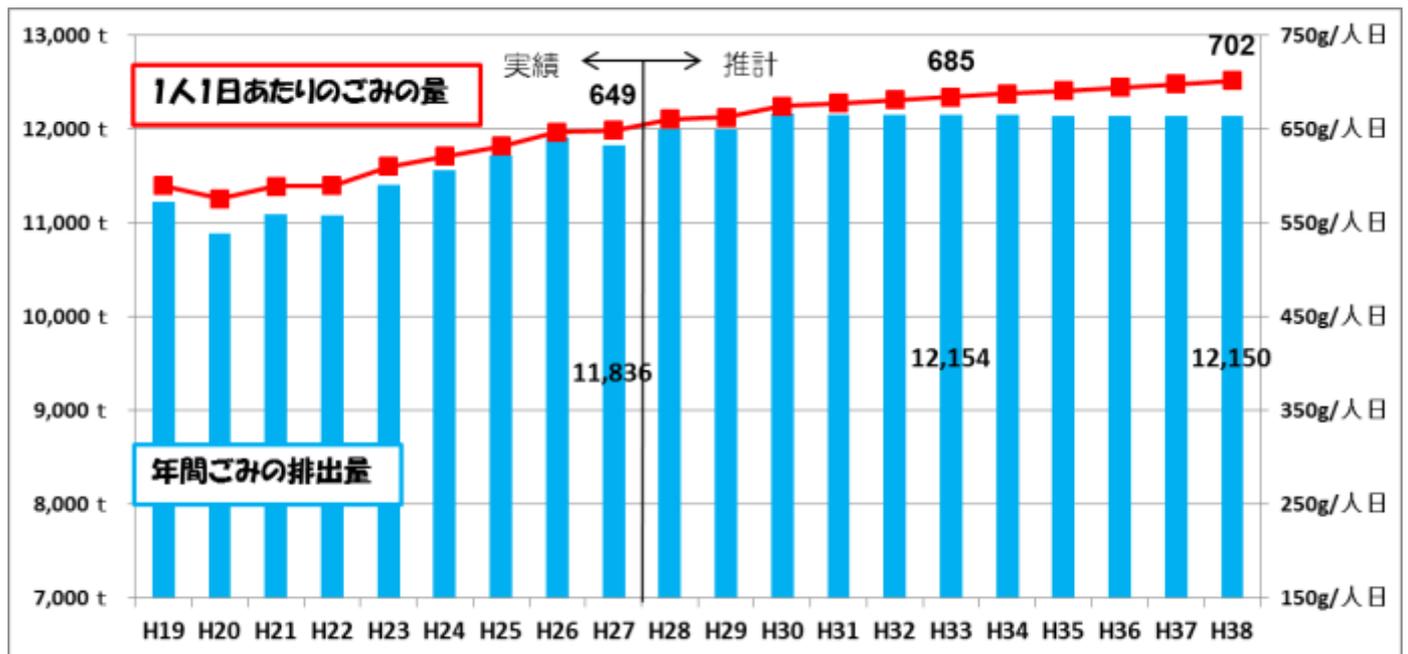
●図表 10：人口・世帯数の将来推計



#### (2) ごみの排出量

人口は減少すると予測されますが、世帯分離が進むと予測されるため、1人1日あたりのごみの量が増加し、結果として年間ごみの排出量も増加傾向になると予測されます。

●図表 11：年間ごみの排出量・1人1日あたりのごみの量の将来推計



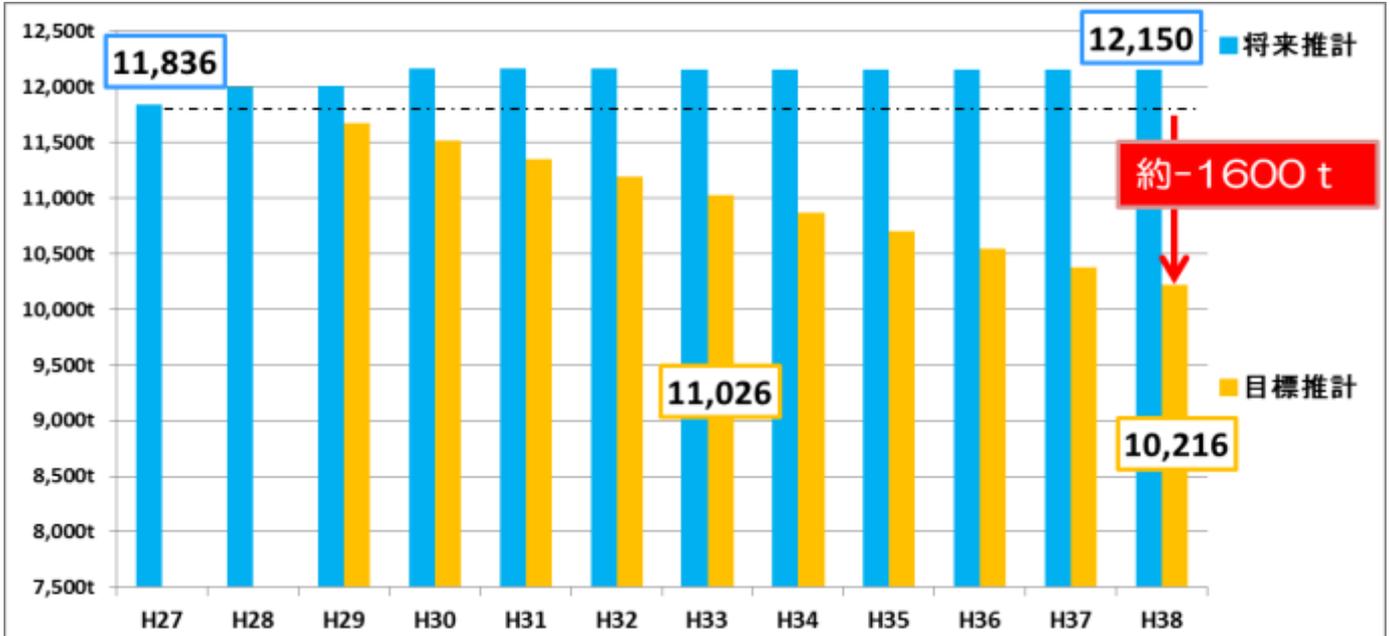
※ここでの将来推計とは、今後本市がごみ減量化・資源化の施策を講じず、市民及び事業所からごみ減量等に係る協力を得られない場合を表しています。

## 4. 計画の数値目標

### (1) ごみの排出量

平成 27 年度実績の 11,836 t /年を基準とし、平成 33 年度までに 11,026 t /年以下、平成 38 年度までに 10,216 t /年以下にすることを目指し、10 年間で約 1,600 t のごみの減量を目指します。

●図表 12：ごみの排出量の減量目標推計



### (2) 1人1日あたりのごみの量

平成 27 年度実績の 649 g /人日を基準とし、平成 33 年度までに 621 g /人日以下、平成 38 年度までに 590 g /人日以下にすることを目指し、10 年間で約 60 g の減量を目指します。

●図表 13：1人1日あたりのごみの量の減量目標推計



※ここでの目標推計とは、さが西部クリーンセンターへ搬入されるごみの量についての目標です。

# 第4章 循環型社会実現のための施策

## 1. 行政の行動計画

市が、ごみの減量化・資源化に取り組むに当たって、次の2つの視点から取り組みを進めていきます。

1 市は、市民・事業所がごみの減量をより進めていくために、様々な施策・事業を展開し、市民・事業所の自主的、積極的な行動をサポートし、広報啓発活動を図ります。

2 市は、市内に事業を有する一事業所として、率先的な行動を行うことが重要です。市が、ごみ問題対策を積極的に実行することにより、大きな環境負荷低減効果が得られるものと考えられます。また、市が率先してごみ問題対策を実行することで、市民・事業所の模範となり、市民・事業所のごみ減量化行動を促進することも可能です。

### 基本施策1 ごみ減量の普及啓発と環境教育の充実

#### 1) 各種メディアや出前講座を活用した啓発

「ごみ」は市民生活と密接な関係に有り、あらゆるメディアを活用して常に市民の目に届くように啓発活動を行う必要があります。

平成26年8月より武雄市クリーン通信による広報活動を年に4回発行していますが、周知したい内容がたくさんあり年4回の広報では周知しきれないため、発行回数を増やすことを行います。

また、現在の出前講座は各種団体等から依頼があってはじめて出前講座を行っていますが、依頼を待っては大きな反響を与えることはできません。

そこで、こちらから各町婦人会等の団体へ出向き出前講座を行い、市全体のごみに対する関心度を上げていくことを行います。

#### 【主な取り組み内容】

・ 武雄市クリーン通信による啓発活動	継続
○ 市役所だより（CATV）による啓発活動	新規
・ ゴミ出しカレンダーによる啓発活動（年1回配布）	継続
○ 出前講座（市からの提案）による啓発活動	新規

#### 2) 環境教育の充実

環境について学習をする小学4年生を基本とし、3Rの重要性を理解し興味を抱かせ、将来の環境について自分たちで考え、行動を起こしていく姿勢作りを図るため、学校教育の一環として市職員によるごみについての授業を行わせてもらうように、教育委員会と検討していきます。

さらに、小学生向けに開催している、環境施設へのバスツアーを継続して行い、ごみのゆくえについて興味を抱いてもらえるような取り組みを行います。

【主な取り組み内容】

○ 小学校4年生向けのごみについての出前講座の実施	新規
・ 小学生向けのごみについての「ごみ探検隊」バスツアーの実施	継続

## 基本施策2 家庭ごみの減量推進

### 1) 生ごみの減量化

家庭系可燃ごみのうち、最も多くの割合（約5割）を占めているのは生ごみです。そのため、家庭系ごみの減量化をより効果的に行うには、生ごみの減量化に重点を置く必要があると思われます。

本市では、食べ残しをしないこと、買い過ぎや作り過ぎをしないこと、生ごみを捨てる前の水切りの徹底、生ごみ処理機を使った生ごみの堆肥化など、様々な施策の提案を行い各家庭のライフスタイルにあった啓発活動の取り組みを推進していきます。

【主な取り組み内容】

○ 生ごみ減量化月間を設け、各家庭において生ごみの水切り徹底運動の普及啓発活動	新規
・ 家庭用生ごみ処理機等を使った生ごみ減量化の推進	継続

### 2) 紙の資源化

家庭系可燃ごみのうち、生ごみに次いで全体の1割程度を占めるのが資源紙でした。

紙のリサイクルマークがあるにもかかわらず、資源としてではなく、ごみとして捨ててある現状があります。

本市において、こういった紙が資源化出来る紙であるのか、大きさが不揃いの紙は紙袋にひとまとめにして出せることなど、ホームページやクリーン通信、出前講座等で広報を行っていきます。

また、各町婦人会や自治会等の団体において資源物回収に取り組んでもらっている中で、奨励金を交付し、さらなる回収に取り組んでもらえるように資源物回収への支援事業を検討します。

さらに、資源ごみの排出の利便性向上を図るため、常設のリサイクル集積所の増設や拠点回収の回数の充実を検討します。

【主な取り組み内容】

○ 紙の資源化「紙袋へポイっ！」運動の実施	新規
・ 資源物の集団回収に対する奨励金の交付	継続
○ リサイクル集積所の増設、資源物拠点回収の回数の充実の検討	検討

## 基本施策3 事業系ごみの減量推進

### 1) 事業系ごみの収集処理体制の変更

現在、事業所からのごみについては、市と特別収集契約を結び、収集を行っていますが、規定以上の量を袋に入れて排出している事業所があり、分別の徹底が行えていない事業所もあります。

そこで、事業所専用ごみ袋を1本化し、処理に係る費用の公平化を図ります。

また、収集頻度についても回数に応じた料金体制への見直し、収集料金の値上げを行い、ごみ減量化・資源化を促進させていきます。

さらに、市と特別収集契約を行っている事業所については、ごみ減量化計画書の提出を義務付けし、定期的な減量化計画書を提出してもらいます。

そして、大規模事業所等において、事業ごみの多量排出事業所については、許可業者による収集体制の構築を検討します。

#### 【主な取り組み内容】

○ 事業所専用ごみ袋の1本化による処理費用の公平化	H29年度実施予定
○ 特別収集制度の見直し（料金値上げ等）によるごみの発生抑制	H29年度実施予定
・ ごみ減量化計画書の提出義務化	継続
○ 許可業者による事業ごみの収集体制の構築	検討

### 2) 事業所におけるごみ減量の促進

事業所によるごみの減量を促進するためエコアクション21やISO14001の取得を推進し、取得事業者のPRなどを積極的に行っていきます。

また、事業所のごみ分別ハンドブックを作製し、適正な排出方法や個別にごみ減量に向けたアドバイス、指導を行っていきます。

#### 【主な取り組み内容】

・ エコアクション21やISO14001の取得の推進	継続
○ 事業所のごみ分別ハンドブックの作製	H29年度作製予定

### 3) 事業系生ごみの減量・リサイクルの推進

事業系生ごみについて、排出されている飲食店や旅館において、生ごみの減量化を推進する必要があります。そこで、食品リサイクル法の周知を図り、資源化を行っている事業所の取り組み内容の紹介等を行い、事業系生ごみの抑制を図ります。

さらに、食べ残しによる食品ロスを減らすため、飲食店と協力し宴会等において食品ロスを無くす運動の推進を進めていきます。

また、生ごみの水切りが不十分でないか、事業所ごとに確認し指導を行います。

【主な取り組み内容】

○ 食品リサイクル法の周知、取り組み事例の紹介	新規
○ 食品ロスを無くす運動の推進	新規
○ 事業所から出る生ごみの水切り徹底の指導	新規

#### 4) 事業系紙ごみのリサイクルの推進

事業系紙ごみについて、さが西部クリーンセンターへの搬入規制を強化し、民間のリサイクル業者を紹介するなど、機密文書についても民間でのリサイクルの推進を図ります。

市役所においても、紙ごみのリサイクルを率先して行うことを進めていきます。

【主な取り組み内容】

・ 民間リサイクル業者による紙ごみのリサイクル推進	継続
○ さが西部クリーンセンターへの紙ごみ搬入の規制強化	新規

### 基本施策4 安全・安心で継続的な収集・運搬、処理、処分の確立

本市が取り組んでいる指定ごみ袋制度（有料）についての主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、本市の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段としている。

【主な取り組み内容】

・ 指定ごみ袋（有料）によるごみの収集	継続
---------------------	----

#### I. 収集・運搬計画

本市から排出される家庭系一般廃棄物の収集運搬について、当面は現行の体制を維持します。また、事業系一般廃棄物の収集運搬について、事業所自らが処理施設へ直接搬入するか、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者によるものか、市の特別収集制度によるものを原則とします。

なお、本市内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分の新規許可については、既存の許可業者の能力で十分に対応できるものであると判断しています。そのため、ごみの量の急激な増加や既存業者の過度の減少など、状況の大きな変化や本市において処理が困難な状況とならない限りは、新規許可は認めません。ただし、新規許可を与えることにより、ごみの減量化・資源化が促進されるなど市にとって有益と判断される場合など特殊な事情が認められる場合は、この限りではありません。

## 1) 収集運搬体制の効率化

道路交通法上の支障になっているところや一部地域において路上収集になっているところについて、集積所の移動や設置を行ってもらい、効率的な収集を行います。ただし、今後の少子高齢化社会により独居老人等へ配慮した戸別収集について、関係部署と連携し、より市民サービスの向上につながるシステムの整備を目指します。

### 【主な取り組み内容】

・ 路上排出の原則禁止の強化	継続
○ 高齢者向けの戸別収集制度の見直し	検討

## 2) 収集運搬業務における衛生、安全管理の維持

ごみの収集運搬時における衛生・安全管理を図るため、収集及び運搬中にごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、委託・許可業者の収集作業員への指導に努めていきます。

また、在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、ごみ収集作業員への危険も危惧されることから、住民に対して医療系廃棄物の適正排出の指導、啓発の強化に努めていきます。

さらに、収集運搬車においても環境に配慮した環境への負荷が少ない車両への移行を順次推進していきます。

### 【主な取り組み内容】

・ 委託、許可業者の収集作業員への指導啓発	継続
・ 在宅医療廃棄物の適正排出の啓発	継続
○ 環境負荷の少ない収集車両の導入	新規

## 3) 清潔な集積所の確保・維持

ごみ集積所の美化を図るため、集積所を管理する自治会等と協力して、集積所の適正な維持に努めます。また、資源物の持ち去り行為防止対策として、警察等と協力し対策の検討を行っていきます。

### 【主な取り組み内容】

・ ごみ集積所整備事業費補助金の交付	継続
・ ごみ出し日掲示板の配布	継続
○ 資源物持ち去り行為の防止対策	新規

## II. 中間処理計画

本市管内から発生した一般廃棄物について、当面は現行のとおり、さが西部クリーンセン

ターにおいて処理を行っていきます。・びん・ペットボトルなどの資源物については、武雄市リサイクルセンターで処理を行っていきます。

また、リサイクルの推進やコスト削減などの観点から、民間施設を活用した木くず等の資源化を進めていきます。

### 1) ごみ処理施設での適正処理

平成28年1月より、4市5町で構成し稼働させているさが西部クリーンセンターにおいて、安全で適正な処理が行われるように佐賀西部広域環境組合及び各構成市町と連携協力し、施設の運営を行っていきます。

また、新施設ではごみ処理に伴って得られる余熱を利用した発電によるエネルギー回収や、溶融処理を行いスラグ化・メタル化による資源の有効化を行います。

さらに、処理困難物となるものの種類や処理方法などについて、民間施設を活用するなどして、処分先の確保に努めていきます。

#### 【主な取り組み内容】

・ さが西部クリーンセンターでの安定的な処理体制の確保	継続
・ 処理困難物などの適正な処理方法の情報提供	継続
○ プラスチックの溶融処理によるエネルギー回収の検討	検討

### 2) 民間施設を活用したリサイクルの推進

剪定枝や廃木材等の木くずは、野外焼却が禁止されてから、ごみ処理施設への搬入量が増加している傾向があります。これまでは、ごみ処理施設でごみとして焼却処理していましたが、今後は、民間処理施設を活用してリサイクルを推進していきます。

#### 【主な取り組み内容】

○ 木くず等の資源化によるリサイクルの推進	新規
-----------------------	----

## Ⅲ. 最終処分計画

本市において発生する一般廃棄物の中間処理を、さが西部クリーンセンターで行った際の処理残渣については、処分を委託しているクリーンパーク有田において最終処分しています。

今後、最終処分場の計画については、佐賀西部広域環境組合を主体に、本市としても協力・助言等を行っていき、周辺地域の環境保全を第一に考えた計画を行っていきます。

#### 【主な取り組み内容】

・ 最終処分に関する方針の検討	継続
-----------------	----

## 基本施策5 ごみの排出者として、率先したごみ減量・リサイクルの取り組み

### 1) 庁用品、公共関与事業における再生品等の使用推進

事務用品、コピー用品、トイレットペーパー等の庁用品に関して、再生品等を使用するとともに、グリーン購入法に基づいた環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することを図ります。

#### 【主な取り組み内容】

・ 庁用品における再生品等のグリーン購入の推進	継続
-------------------------	----

### 2) 市役所内から発生するごみの減量・リサイクルの推進

本市においても、一事業所として率先的なごみ減量・リサイクルに取り組んでいきます。機密文書等については、民間業者を活用したリサイクルを行い、メモ用紙等においてもリサイクルの推進を行います。

職員一人一人のごみに対する減量化、資源化の意識を持ってもらうため、定期的に職員間における SNS 等を使った情報の提供を行います。

#### 【主な取り組み内容】

・ 民間業者を活用した紙類のリサイクル化の推進	継続
・ 職員間の SNS 等を使った、情報の提供	継続

### 3) 新たな施策の検討

ごみの組成調査を定期的実施し、施策の効果を把握・検証を行います。

町内会等において集団回収されたものの量とゆくえを調査し、リサイクル業者への聞き取り等により、民間でリサイクルされる量の把握・推計を行います。

また、ごみ減量等推進会議や出前講座等で本市が取り組むごみ減量化・資源化の施策について意見を聞き、より市民のライフスタイルに合った施策の展開を進めていきます。

武雄市全体のごみの流れを把握することで、今後の新たな施策の検討を図れる体制を作ります。

#### 【主な取り組み内容】

・ ごみの組成調査の実施（計画見直し時）	継続
・ ごみ減量等推進会議や出前講座等での意見の聴衆	継続
○ 武雄市全体のごみの量、ゆくえの把握	新規

## 2. 市民の行動計画

循環型社会の形成には、市民ひとりひとりの行動が重要です。

日々の生活のなかで、3Rを実践することが、限りある資源を大切に、環境にやさしい社会（循環型社会）を創っていくことにつながります。

「ちり」も積もれば「大きなごみ」になります。小さなことでも身近な行動が循環型社会への一歩です。ライフスタイルを見直し、今すぐ3Rの取り組みを始めましょう。

### 取り組み① 適正な分別、排出の徹底を行う

家庭から排出されるごみのうち、ごみとして処理すべきものと資源としてリサイクルすべきものがあります。ごみになるものと資源になるものを理解し、それぞれを適正に分別し、決められた日・時間・場所に排出することを市民1人1人が理解し取り組むことを目指します。

### 取り組み② 3R「Reduce・Reuse・Recycle」を意識した行動を行う

#### ① Reduce（リデュース）

日々の生活の中で、なぜごみは出るのでしょうか？ それは日々の消費生活に最も大きな要因があります。みなさんは日常的に、買い物に行き、食事の材料や商品を購入し、それを使用して不要な部分をごみとして排出しています。こういった消費生活の中でごみが出る前に「本当に必要なのか」「必要だからと買いすぎていないか」など、使用する前後のことまで総合的に考えて行動するだけで、ごみは減らすことができます。できるだけ家庭にごみを持ち込まないことが重要です。こうした取り組みを Reduce「ごみの発生抑制」と言います。

#### Reduceの主な取り組み

#### 発生抑制

- 無駄なものは買わない、必要なものだけを必要な分買う。
- 買い物をするときは、ごみとなる量が少ない製品を買う。
- 詰替え用品や繰り返し使用できる製品の購入を行う。
- レジ袋を断り、マイバッグを使い買いものする。
- 不必要な包装を断る。
- 使い捨てのもの（割りばしや紙コップなど）の使用を控え、マイ箸、マイボトルを利用する。
- キッチンペーパーではなく、ふきんを使用する。
- 買った食品は無駄なく料理し、食べ残しをしない。
- 野菜や果物の皮を使ったエコクッキングを行う。
- 生ごみの水切りを十分に行う。



## ② Reuse (リユース)

ベビー用品や洋服、家具、家電など、「使わなくなったから」「古くなったから」という理由で捨ててしまっているものはありませんか？ いらなくなってもまだ使えるものは、友人や親戚などを探すと意外と必要としている人がいるものです。また、すぐに捨ててしまわずに何度か使うだけでも日々のごみの減量につながり、環境を考えた行動といえます。こうして使えるものをすぐに捨ててしまわずに、何度も繰り返し使う取り組みを Reuse「再使用」といいます。

### Reuse の主な取り組み

#### 再使用

- 使い捨ての紙製品を布製品に替えて、洗濯して何度も使用する。
- チラシなどの裏面もメモ用紙などに使用する。
- ぼろ布を雑巾に替えて再使用する。
- 紙パック入りの飲料はビン入りのものにかえて、繰り返し使用する。
- もらった買い物袋（レジ袋）は有効に再使用する。
- 商品の容器を捨てずに再使用する。
- いらなくなった家具や洋服は、フリーマーケットやリサイクルショップを利用したり、必要としている人に譲る。
- 壊れてしまったモノは、修理して大事に使用する。

## ③ Recycle (リサイクル)

使えなくなったものは修理したりして、できるだけ長く使うことが大切ですが、どうしても使うことができないものは形を変えて、別の製品の原料として再生利用(リサイクル)します。古紙や古布などはそのまま燃えるごみとして出さず、分別を行い資源物回収に出し、リサイクルして再び使うことで資源の無駄遣いを防ぐことができます。

### Recycle の主な取り組み

#### 再生利用

- 地域の集団回収に積極的に協力する。
- 再生紙などの再生品を進んで利用する。
- コンポストや生ごみ処理機を使い、生ごみを堆肥化して花壇や畑等に肥料として利用する。
- 廃油を使い石けんを作って利用する。
- リサイクルできるモノは、必ず資源物として排出する。

### 3. 事業者の行動計画

事業所から排出されるごみは、大きく分けて産業廃棄物と事業系一般廃棄物があります。そのうち事業系一般廃棄物については、市が処理していることから、家庭系と同様に事業系一般廃棄物の減量化が必要です。

排出されるごみには、リサイクル可能な紙類や生ごみ類が多く含まれており、これらの適切な分別を進めていく必要があります。

なお、事業所からのごみについては法律上、排出者自身に処理の責任が義務付けられていることから、減量化や適正処理のための積極的な啓発が必要であると考えられます。

#### 取り組み① ごみを出さない事業活動の取り組み

事業系ごみの減量には、事業者のモラルが重要です。事業の業態も多様多種あり、業態と規模に応じた減量の方法を行政から指導することには限界があります。生産・流通・販売等の各段階において、ごみを発生させないような取り組みを行うことが重要です。

##### 販売店での主な取り組み

- ・レジ袋の無料配布を抑制し、買い物袋持参の呼びかけを行う
- ・ばら売りや量り売り、簡易包装による販売
- ・売れ残り品の見切り販売の実施
- ・簡易包装販売の推進 など



##### 飲食店業者での主な取り組み

- ・食べ残さない食事を推進するPR
- ・生ごみのリサイクル化
- ・使い捨て製品の使用抑制
- ・小盛りメニューの紹介
- ・食べ残し品の持ち帰り など



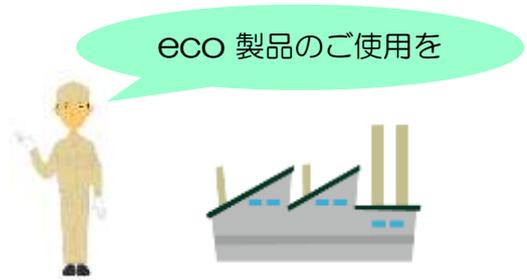
##### 事務所での主な取り組み

- ・グリーン購入法に基づいた、事務用品等の購入
- ・リサイクル可能な紙類を資源物として分別する
- ・資源物となるものは分別し、リサイクルをする
- ・機密文書のリサイクル など



## 製造業での主な取り組み

- 環境にやさしい製品の開発を行い、製造し、それらを消費者へPRを行う
- エコアクション21やISO14001の取得 など



## イベント等での主な取り組み

- イベントにおける資源ごみの分別回収
- イベントにおけるリユース食器の使用 など



## ホテル・旅館等での主な取り組み

- 宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供
- 使い捨てアメニティグッズの提供抑制 など



## 全事業所での主な取り組み

- ごみ減量に向けた社内研修の実施
- 従業員への分別の指導 など



## 4. その他ごみ処理に関する計画

### (1) 災害時の廃棄物処理について

震災等の大規模災害では、一時的に多量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等の被災も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。

そのため災害時に備えて、あらかじめ近隣の市町村や県との連携による応急体制の整備を図ります。

災害における応急体制の確保を目的に、日常の生活から発生するごみや災害によって生じた廃棄物（がれき等）の一時保管場所・仮置き場の配置計画、し尿・日常生活から発生するごみ、災害によって生じた廃棄物（がれき等）の広域的な処理・処分について武雄市災害廃棄物処理計画の策定を進めます。



### (2) 在宅医療廃棄物の処理について

家庭から排出される在宅医療による廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられることから、非鋭利であって感染性を有さないと考えられる廃棄物については、本市が収集し処理する必要があります。

ただし、在宅医療廃棄物の受け入れにあたっては、排出者における分別排出の徹底と収集・運搬やごみ処理に関わる作業員の安全の確保、生活環境の保全上支障が生じないように適正な処理を図らなければなりません。

そのため、在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関する正確な情報と認識を持つことが重要であり、在宅医療患者の利便性を考慮して行政と医療関係機関が密接な連携を図り、今後も適正で安全な収集・運搬や処理を確立できるように検討を行っていきます。



### (3) 不法投棄対策について

不法投棄対策として、市ホームページや武雄市クリーン通信などを活用し、不法投棄をしないよう啓発を図るとともに、不法投棄の多い場所に防止看板や監視カメラの設置、関係機関とのパトロール強化を行い、不法投棄防止に努めます。

また、不法投棄が多い地域については、地域によるパトロールの実施、報告を受け、発見した投棄物の撤去及び処理を実施していきます。



# 第5章 循環型社会実現に向けた計画の推進・管理

## 1. 計画の周知

本計画の実効性を高めるため、市民・事業所・行政それぞれが、自らの役割を十分に認識し、主体的な取り組みを協働して進めていくことが重要です。

そこで、本計画を市ホームページ等を使い、積極的な情報発信に努めます。

## 2. 計画の進行管理

計画に掲げる施策を着実に推進するために、施策の実施状況や目標達成状況を定期的に把握・評価し、改善していくことが重要です。

このため、PDCA サイクルに基づき、計画に基づく施策の進捗状況、目標値に対する達成状況について、毎年度進行管理を行い、評価をし、改善していくことを行っていきます。

計画の進捗状況についても、毎年度市ホームページ等を通じて公表を行います。

